

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課)	34
○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (農業経済課)	34
告 示	
○石油コンビナート等災害防止法による第二種事業所の指定の取消し... (防災消防課)	35
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報基盤課)	35
○一般競争入札の資格に関する公示..... (環境政策課)	36
○一般競争入札の実施..... (環境政策課)	37
○一般競争入札の資格に関する公示..... (男女平等参画推進室)	38
○一般競争入札の実施..... (男女平等参画推進室)	39
○生活保護法による介護機関の指定..... (保護課)	39
○生活保護法による指定介護機関等の変更 (廃止) の届出..... (保護課)	41
○大規模小売店舗立地法第5条第1項 (新設) の届出..... (地域産業課)	41
○平成15年度地籍調査事業計画の決定..... (農地調整課)	42
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	43
○土地収用法による土地の立入りの通知..... (建設部総務課)	44
○土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課)	44
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始..... (道路計画課)	45
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	45
公 告	
○北海道農政部手数料条例第4条の規定に基づく手数料の減免の一部改正 (酪農畜産課)	46
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	46
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	46
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	47
道公安委員会告示	

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	48
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	57
○一般競争入札に係る資格に関する公示.....	60
○一般競争入札の実施に関する公告 (3件)	61
渡島海区漁業調整委員会指示	
○海峡まぐろはえなわ漁業の操業.....	64

公布された規則のあらまし

災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (規則第65号)

1 趣旨

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の改正にかんがみ、避難所の設置のために支出できる費用等の額を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 避難所の設置のために支出できる費用の上限を収容人員1人1日につき310円から300円に引き下げることとした (第20条第4項関係)。
- (2) 応急仮設住宅の設置のために支出できる費用を1戸につき249万8,000円以内から246万8,000円以内に引き下げることとした (第21条第2項関係)。
- (3) 炊き出しの実施のために支出できる費用を1人1日 (3食) につき1,020円以内から1,010円以内に引き下げることとした (第24条第4項関係)。
- (4) 食品の給与のために支出できる費用を1人1日分につき1,020円以内から1,010円以内に引き下げることとした (第25条第3項関係)。
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理のために支出できる費用を1世帯につき53万1,000円以内から52万5,000円以内に引き下げることとした (第31条第3項関係)。
- (6) 死体の洗浄等の処理のために支出できる費用を1体につき3,300円以内から3,200円以内に引き下げることとした (第33条の3第4項第1号関係)。
- (7) 障害物の除去のために支出できる費用を1世帯につき14万1,100円以内から13万8,500円以内に引き下げることとした (第33条の4第3項関係)。
- (8) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用のうち、住家の全壊、全焼又は流失した世帯に対するものについては、1世帯につき夏季 (4月から9月まで。以下同じ。) における1人世帯の場合は1万7,700円以内から1万7,300円以内に、2人世帯の場合は2万2,700円以内から2万2,200円以内に、3人世帯の場合は3万3,500円以内から3万2,800円以内に、4人世帯の場合は4万

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

100円以内から3万9,200円以内に、5人世帯の場合は5万900円以内から4万9,800円以内に、6人以上1人を増すごとに加算する額を7,400円以内から7,200円以内に引き下げ、冬季（10月から3月まで。以下同じ。）における1人世帯の場合は2万9,200円以内から2万8,600円以内に、2人世帯の場合は3万7,700円以内から3万6,900円以内に、3人世帯の場合は5万2,700円以内から5万1,600円以内に、4人世帯の場合は6万1,800円以内から6万500円以内に、5人世帯の場合は7万7,500円以内から7万5,800円以内に、6人以上1人を増すごとに加算する額を1万6,000円以内から1万400円以内に引き下げ、住家の半壊、半焼又は床上浸水した世帯に対するものについては、1世帯につき夏季における1人世帯の場合は5,800円以内から5,600円以内に、2人世帯の場合は7,700円以内から7,500円以内に、3人世帯の場合は1万1,600円以内から1万1,300円以内に、4人世帯の場合は1万4,000円以内から1万3,700円以内に、5人世帯の場合は1万8,000円以内から1万7,500円以内に引き下げ、冬季における1人世帯の場合は9,200円以内から9,000円以内に、2人世帯の場合は1万2,200円以内から1万1,900円以内に、3人世帯の場合は1万7,400円以内から1万7,000円以内に、4人世帯の場合は2万600円以内から2万100円以内に、5人世帯の場合は2万5,900円以内から2万5,300円以内に、6人以上1人を増すごとに加算する額を3,400円以内から3,300円以内に引き下げることとした（別表第1関係）。

(9) 医療又は土木建築工事関係者を救助に関する業務に従事させる場合の実費弁償の額を1人1日分につき医師及び歯科医師の場合は1万7,900円以内から1万7,600円以内に、薬剤師の場合は1万2,300円以内から1万2,100円以内に、保健師、助産師及び看護師の場合は1万1,800円以内から1万1,600円以内に、土木技術者及び建築技術者の場合は1万7,800円以内から1万7,400円以内に、大工、左官及びとび職の場合は2万1,300円以内から2万900円以内に引き下げることとした（別表第2関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第66号）

1 趣旨及び内容

中山間地域活性化資金について、13年以内、13年を超え14年以内及び14年を超え15年以内の償還期間ごとに定めていた貸付利率及び利子補給率を、12年以内及び12年を超え15年以内の償還期間ごとに定めるとともに、貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成15年3月19日以後の利子補給承認分から適

用することとした。

規

則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第65号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「310円」を「300円」に改める。

第21条第2項中「249万8,000円」を「246万8,000円」に改める。

第24条第4項及び第25条第3項中「1,020円」を「1,010円」に改める。

第31条第3項中「53万1,000円」を「52万5,000円」に改める。

第33条の3第4項第1号中「3,300円」を「3,200円」に改める。

第33条の4第3項中「14万1,100円」を「13万8,500円」に改める。

別表第1の1の事項中「17,700円」を「17,300円」に、「22,700円」を「22,200円」に、「33,500円」を「32,800円」に、「40,100円」を「39,200円」に、「50,900円」を「49,800円」に、「7,400円」を「7,200円」に、「29,200円」を「28,600円」に、「37,700円」を「36,900円」に、「52,700円」を「51,600円」に、「61,800円」を「60,500円」に、「77,500円」を「75,800円」に、「10,600円」を「10,400円」に改め、同表の2の事項中「5,800円」を「5,600円」に、「7,700円」を「7,500円」に、「11,600円」を「11,300円」に、「14,000円」を「13,700円」に、「18,000円」を「17,500円」に、「9,200円」を「9,000円」に、「12,200円」を「11,900円」に、「17,400円」を「17,000円」に、「20,600円」を「20,100円」に、「25,900円」を「25,300円」に、「3,400円」を「3,300円」に改める。

別表第2の1の事項中「17,900円」を「17,600円」に、「12,300円」を「12,100円」に、「11,800円」を「11,600円」に、「17,800円」を「17,400円」に、「21,300円」を「20,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月9日

北海道規則第66号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成3年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

償還期間	貸付対象者		貸付利率	利子補給率	
				第2条第3項第1号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第2条第3項第2号から第4号までに掲げる融資機関が貸し付ける場合
12年以内	大企業		年1.5パーセント以内	年0.75パーセント	-
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.25パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセント
12年を超え15年以内	大企業		年1.6パーセント以内	年0.65パーセント	-
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成15年3月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

告

示

北海道告示第840号

次の事業所に係る石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号の第二種事業所の指定を取り消す。

平成15年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 石油コンビナート等特別防災区域名 苫小牧地区
- 事業所の所在地及び名称 苫小牧市晴海町43番地3
日本軽金属株式会社苫小牧製造所

北海道告示第841号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
情報系LAN機器（支庁等）の賃貸借一式
 - 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
 - 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
 - 随意契約に係る契約金額
65,555,280円
 - 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
情報系LAN機器（部出先機関等）の賃貸借一式
 - 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
 - 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 日本電子計算機株式会社

イ 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(4) 随意契約に係る契約金額

101,125,836円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

3(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

行政情報化基盤ネットワーク・行政情報コミュニケーションシステム及びインターネット並びに北海道高速情報通信基盤システムの運用・保守管理業務一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成15年4月1日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

イ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(4) 随意契約に係る契約金額

406,516,320円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

4 1から3までの契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第842号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び委託業務

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年5月9日に一般競争入札の公告を行う環境道民会議活動情報誌作成業務委託契約

(2) 資 格 環境道民会議活動情報誌作成業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 委 託 業 務 環境道民会議活動情報誌作成業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成15年4月1日において引き続き2年以上印刷物制作の事業を営んでいること。

(6) 自らのデザイン・編集部門（2名以上の専任従事者を置くものに限る。）を擁していること。

(7) 過去に、地方公共団体が発行する環境に関する冊子、パンフレット類の編集及びデザインを行った実績又は独自の企画、編集、デザインによる環境に関する情報誌、広報誌を作成した実績があること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年5月9日から19日までの間にしな

なければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室環境政策課 イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 216 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期限及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期限 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第843号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年5月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称 環境道民会議活動情報誌作成業務 (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。 (3) 委託期間 契約の日から平成15年12月19日まで	2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道告示第842号に規定する環境道民会議活動情報誌作成業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道道民活動センター210会議室 (2) 入札日時 平成15年5月21日（水）午前9時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書の作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に関する消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切
---	--

り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部環境室環境政策課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 216

(4) この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第844号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び委託業務

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年5月9日に一般競争入札の公告を行う男女平等参画情報誌作成業務委託契約

(2) 資 格 男女平等参画情報誌作成業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 委 託 業 務 男女平等参画情報誌作成業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成15年4月1日において引き続き2年以上印刷物制作の事業を営んでいること。

(6) 自らのデザイン・編集部門（2名以上の専任従事者を置くものに限る。）を擁していること。

(7) 過去に、地方公共団体が発行する冊子、パンフレット類の編集及びデザインを行った実績又は独自の企画、編集、デザインによる男女平等に関する情報誌、広報誌を作成した実績があること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等共同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年5月9日から19日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部男女平等参画推進室

イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 565

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作

成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期限及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期限 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第845号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年5月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称 男女平等参画情報誌作成業務 (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。 (3) 委 託 期 間 契約の日から平成16年3月19日まで 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道告示第844号に規定する男女平等参画情報誌作成業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部男女平等参画推進室 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道道民活動センター210会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年5月21日（水）午前10時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部男女平等参画推進室 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書の作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に関する消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道環境生活部男女平等参画推進室 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 565 (4) この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第846号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成15年5月9日
--	---

名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	北 海 道 知 事 高 橋 は る み 指 定 年 月 日					
指定訪問介護事業所みず紀	訪 問 介 護	函館市松陰町19番21号	平成15. 3.31	みずどり調剤薬局	居宅療養管理指導	椴法華村浜町171番地	同	15. 1. 1
ヘルパーステーション Create	同	同 時 任 町 25 番 16 号	同 15. 4. 1	デイサービスセンター西堀	通 所 介 護	函館市中道2丁目6番11号	同	15. 4.17
ケアサービスあおぞら	同	小樽市色内3丁目5番15号	同 15. 3.21	デイサービスセンターあさひ郷	同	富良野市本町8番10号	同	15. 3.10
勤医協ヘルパーステーションむろらん	同	室蘭市輪西町2丁目20番12号	同 15. 4. 1	デイサービスセンターすずらん	同	夕張市南清水沢1丁目55番地	同	15. 4. 1
ホームヘルプセンターとよこ	同	豊頃町茂岩本町125番地	同	デイサービスやすらぎステーション	同	恵庭市大町3丁目1番2号	同	
ヘルパーステーションシンフォニー	同	函館市中野町74番地1	同	デイハウスえみな	同	千歳市富士4丁目6番23号	同	15. 4.15
デイサービスセンターシンフォニー	通 所 介 護	同	同	居宅介護支援事業所えみな	居宅介護支援	同	同	
指定短期入所生活介護事業所シンフォニー	短期入所生活介護	同	同	社会福祉法人豊富福祉会特別養護老人ホーム温心園	短期入所生活介護	豊富町字上サロベツ2005番地29	同	15. 4. 1
指定居宅介護支援事業所シンフォニー	居宅介護支援	同	同	特別養護老人ホームせせらぎ荘短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	清水町南3条1丁目1番地	同	
ケアサポートえいぶる	訪 問 介 護	千歳市東雲町2丁目2番地2	同	特別養護老人ホームはまますあいどまり短期入所生活介護事業	短期入所生活介護	浜益村大字実田村93番地17	同	
福祉用具貸与事業所えいぶる	福祉用具貸与	同	同 15. 3.20	痴呆性高齢者グループホームはまますなごみ	痴呆対応型共同生活介護	同	同	
ホームヘルパーステーションななえはま	訪 問 介 護	上磯町七重浜1丁目11番20号	同 14.12.26	グループホーム・ハーモニー	痴呆対応型共同生活介護	小樽市長橋2丁目15番8号	同	
介護プランセンターななえはま	居宅介護支援	同	同	グループホームローズマリー	痴呆対応型共同生活介護	帯広市西12条南4丁目1-3	同	15. 3.20
ホームヘルパーステーション清華園	訪 問 介 護	同 字 添 山 472 番 地 1	同 15. 4. 1	グループホームふれあいひまわり1・2	痴呆対応型共同生活介護	同 西11条南32丁目3-13	同	15. 3. 1
老人デイサービス事業清華園	通 所 介 護	同	同 15. 2.16	グループホーム広尾ふれあい館	痴呆対応型共同生活介護	広尾町字紋別19線49番17	同	15. 3.31
老人短期入所事業清華園	短期入所生活介護	同	同	グループホームビバ美園	痴呆対応型共同生活介護	岩見沢市美園6条6丁目28	同	15. 4. 1
居宅介護支援事業清華園	居宅介護支援	同	同	グループホームいきいき岩見沢	痴呆対応型共同生活介護	同 志文町1180-47	同	15. 3.26
社団法人北海道総合在宅ケア事業団函館西部訪問看護ステーション	訪 問 看 護	函館市宝来町23番10号	同 14.12.14	グループホーム里の家千歳	痴呆対応型共同生活介護	千歳市若草1丁目18-2	同	15. 4.12

グループホームめぐみ野	痴呆対応型共同生活介護	釧路町曙1丁目2番地14	平成15. 3.14		社団法人北海道総合在宅ケア事業団 函館西部訪問看護ステーション	訪問看護	函館市豊川町1 - 5	同	14.12.13	同
株式会社カルナ 有限会社ひろし家具店 福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与 同	千歳市日の出1丁目1番41号 余市町黒川町3丁目1番地	同 15. 4. 1 同		豊富町立特別養護老人ホーム温心園 清水町立特別養護老人ホーム デイサービス万代 幌加内町ホームヘルパーステーション	短期入所生活介護 短期入所生活介護 通所介護 訪問介護	豊富町字上サロベツ2005番地の29 清水町南3条1丁目1番地 函館市万代町6番23号 幌加内町字親和4956番地の3	同 15. 3.31 同 同 同		
高橋病院居宅介護支援事業所「ほうらい」	居宅介護支援	函館市宝来町14番27号	同		忠類村訪問介護事業所	同	忠類村字忠類384番地10	同		
介護支援センターなのはな	同	登別市柏木町3丁目17番地14	同 15. 4.15		女満別シティー病院	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護	女満別町字中央64番地の1	同 15. 4.21	同	
上富良野町ラベンダー ハイツ居宅介護支援事業所	同	上富良野町西1線北24号	同 15. 4. 1		女満別シティー病院 院デイ・ケアサービス 女満別シティー病院 居宅介護支援事業所	通所リハビリテーション 居宅介護支援	同 同	同 同		
北海道告示第847号										
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。										
平成15年5月9日				北海道知事 高 橋 はるみ						
名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容							
あっさぶ社協居宅介護支援事業所	居宅介護支援	厚沢部町新町207番地	平成15. 4. 1 再開							
株式会社コムスン 富良野ケアセンター	訪問介護 居宅介護支援	富良野市本町1 - 25 フラノ 201	同 15. 3. 1 同							
とよこら訪問介護事業所	訪問介護	豊頃町茂岩49番地78	同 15. 3.31 廃止							
ホームヘルパーステーションななえはま	同	上磯町七重浜2丁目19番28号	同 14.12.25 同							
介護プランセンターななえはま	居宅介護支援	同	同							
老人デイサービス事業清華園	通所介護	同 追分4丁目11番13号	同 15. 2.15 同							
老人短期入所事業清華園	短期入所生活介護	同	同							
居宅介護支援事業清華園	居宅介護支援	同 4丁目11番12号	同							
北海道告示第848号										
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。										
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月9日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。										
平成15年5月9日				北海道知事 高 橋 はるみ						
1 届出事項の概要										
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地										

ホクレンショップ七飯店

亀田郡七飯町大川 2 丁目70番 2 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホクレン商事 代表取締役 菱谷 巖

札幌市北区北 7 条西 1 丁目 2 番地 6

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホクレン商事 代表取締役 菱谷 巖

札幌市北区北 7 条西 1 丁目 2 番地 6

株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 睦宏

札幌市北区太平 3 条 1 丁目 2 番 1 8 号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年12月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,523㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 204台

イ 駐輪場の収容台数 105台

ウ 荷さばき施設の面積 388㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 106㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時45分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時30分から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年 4 月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年 5 月 9 日（金）から 9 月 9 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

(4) その他

縦覧については、七飯町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間
等については七飯町へ問い合わせること。

北海道告示第849号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成15年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成15年 5 月 9 日

支 庁 名	調査を行う者の名称	調 査	区 域	調 査 期 間
石 狩	札 幌 市	札幌市白石区川北の一部		交付決定日から平成16年 3 月19日まで
	恵 庭 市	恵庭市福住町 1 ～ 3 丁目、相生町、緑町、住吉町、京町、新町、末広町、栄恵町、漁町、本町及び泉町		同
	厚 田 村	厚田郡厚田村押琴村、古潭村、嶺泊村、望来村及び別狩村		同
渡 島	戸 井 町	亀田郡戸井町字浜町、字二見町及び字原木町の各一部		同
	鹿 部 町	茅部郡鹿部町字宮浜及び字本別の各一部		同
	八 雲 町	山越郡八雲町旭丘並びに東野及び落部の各一部		同
	長 万 部 町	山越郡長万部町字国縫及び字花岡外 3 区域の各一部		同
空 知	深 川 市	深川市一已の東及び納内の北		同

上留	川萌	沼田町	雨竜郡沼田町字更新の一部	交付決定日から平成16年3月19日まで
		中富良野町	空知郡中富良野町の一部	同
		留萌市	留萌市元町、船場町及び三泊町	同
		増毛町	増毛郡増毛町信砂、御料及び阿分の各一部	同
		小平町	留萌郡小平町字富里及び字白谷並びに字本郷、字沖内、字平和及び字豊平の各一部	同
		羽幌町	苫前郡羽幌町浜町5丁目並びに北町、羽幌町及び字朝日の各一部	同
		遠別町	天塩郡遠別町字大成及び字正修並びに字東野及び字共栄の各一部	同
		幌延町	天塩郡幌延町字下沼及び字幌延の各一部	同
		稚内市	稚内市中央2～5丁目及び開運1～2丁目	同
		豊富町	天塩郡豊富町の一部	同
網走	網走	網走市	網走市の一部	同
		小清水町	斜里郡小清水町字小清水の一部	同
		生田原町	紋別郡生田原町字生田原の一部	同
		滝上町	紋別郡滝上町字尾瀬牛並びに字元町、字上渚滑原野及び字栄町の各一部	同
		登別市	登別市札内町の一部	同
		白老町	白老郡白老町字社台、字石山、字萩野、字北吉原、字竹浦及び字虎杖浜の各一部	同
		音更町	河東郡音更町木野東通、木野大通東、木野西通及び木野大通西の各一部	同
		清水町	上川郡清水町字御影の一部外	同
		更別村	河西郡更別村字更別、字上更別、字弘和、字更南及び字勢雄の各一部	同
		忠類村	広尾郡忠類村字朝日及び日和並びに字忠類、字元忠類、字公親及び字東宝の各一部	同
十勝	十勝	池田町	中川郡池田町字高島及び字近牛並びに字美加登及び字様舞の各一部	同
		豊頃町	中川郡豊頃町長節及び湧洞の各一部	同
		足寄町	足寄郡足寄町平和、中矢、鷲府、里見が丘、共栄、白糸、中足寄、稲牛、下愛冠4丁目、上利別、新町及び螺湾の各一部	同
		浦幌町	十勝郡浦幌町字直別及び字厚内並びに字昆布刈石及び字チブネオコッペの各一部	同
		標茶町	川上郡標茶町字ルルラン、字富士町、字標茶開運橋向、字標茶、旭2丁目、字オソツベツ原野、字オソツベツ、字シラルトロエトロ、字上オソツベツ原野、字多和、字ヌビナイ及び字オモチャリの各一部	同
		阿寒町	阿寒郡阿寒町徹別原野29線及び35線	同
		鶴居村	阿寒郡鶴居村字久薯呂、字久薯呂原野、字中久薯呂、字雪裡、字雪裡原野及び字支雪裡の各一部	同
		白糠町	白糠郡白糠町庶路、茶路及び和天別の各一部	同
		別海町	野付郡別海町豊原及び美原の各一部	同

北海道告示第850号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年5月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道檜山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒7の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第851号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成15年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道450号白滝村白滝丸瀬布道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 紋別郡白滝村旧白滝317番地及び325番地
- 4 立入期間 平成15年5月19日から9月19日まで

北海道告示第852号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 社会福祉法人上磯清風会
- 2 事業の種類 ケアハウス「そよかぜ」施設建設整備事業（以下「本件事業」という。）
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 北海道上磯郡上磯町字桜岱地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、法第3条第23号の「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者は社会福祉法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益

上磯町においては高齢化が著しく進んでおり、介護認定外の高齢者世帯や独居高齢者においては健康面や日常生活での不安を持つ者が少なくない。日常生活に不安のある高齢者を低額な料金で入所させ、給食の提供その他必要なサービスを提供する本件事業（定員50名）は、これらの高齢者の状況を大きく改善し、地域の福祉向上に大きく寄与するものであることから、本件事業により得られる公共の利益は大きいと認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

ウ 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、3候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

エ 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、上磯町の高齢者保健福祉計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲はケアハウスの建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。				2 工 事 区 間 中川郡本別町仙美里元町51番 1 地先から 中川郡本別町仙美里元町10番地先まで			
5 起業地を表示する 上磯町役場 図面の縦覧場所				3 工 事 の 種 類 改築 4 工事開始の日 平成15年 6 月25日			
北海道告示第853号 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。 平成15年 5 月 9 日 北海道知事 高 橋 はるみ				北海道告示第854号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年 5 月 9 日 北海道知事 高 橋 はるみ			
1 路 線 名 本別町道農業大学校前道路							
1 道路の種類 道道							
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所							
路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所	
寿 都 黒 松 内 線	寿都郡黒松内町字熱郭85番22地先から 寿都郡黒松内町字黒松内145番 1 地先まで	前	16.00m から 36.00m まで	648.56m	――	北海道小樽土木現業所	
		前	16.00m から 33.50m まで	638.56m	――		
		後	16.00m から 33.50m まで	638.56m	――		
古 平 神 恵 内 線	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル2240番地先から古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林岩内事業区1149林班は小班地先まで	前	25.50m から 131.00m まで	672.00m	――	同	
		後	30.00m から 131.00m まで	670.00m	――		
大成黒松内停車場線	寿都郡黒松内町字黒松内562番 1 地先から 寿都郡黒松内町字黒松内376番 3 地先まで	前	15.50m から 27.50m まで	208.50m	――	同	
		前	10.00m から 23.50m まで	205.20m	――		
		後	15.50m から 27.50m まで	208.50m	――		
函 館 上 磯 線	函館市美原 1 丁目21番13地先から 函館市昭和 4 丁目192番 3 地先まで 函館市美原 1 丁目21番13地先から 函館市富岡町 1 丁目74番 3 地先まで	前	25.00m から 41.00m まで	2,400.00m	一般国道 5 号における31.00mの間	北海道函館土木現業所	
		前	18.00m から 30.00m まで	2,270.83m	――		

函 館 上 磯 線	函館市美原 1 丁目21番13地先から 函館市昭和 4 丁目192番 3 地先まで	後	25.00mから 41.00mまで	2,400.00m	一般国道 5 号におけ る49.00mの間	北海道函館土木現業所			
	根 室 浜 中 釧 路 線	釧路郡釧路町昆布森124番 1 地先から 釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森90番 5 地先まで	後	18.00mから 37.00mまで	4,558.29m		一般国道 5 号におけ る1,663.27mの間		
			前	25.00mから 25.00mまで	226.01m		――		
			後	25.00mから 39.86mまで	226.01m		――		
			前	14.30mから 106.20mまで	5,979.00m		――		
			前	14.30mから 122.00mまで	5,896.00m		――		
			前	13.00mから 122.00mまで	4,092.59m		――		
			後	14.30mから 106.20mまで	5,979.00m		――		
			後	14.30mから 122.00mまで	5,896.00m		――		
			後	13.00mから 122.00mまで	4,092.59m		――		
			公 告		北海道胆振支庁告示第 3 号				
			北海道農政部手数料条例第 4 条の規定に基づく手数料の減免（平成12年 3 月31日公告）の 一部を次のとおり改正する。 平成15年 5 月 9 日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 の(1)の項中「家畜検査手数料」を「家畜等検査手数料」に改める。 1 の(3)の項中「家畜検査証明書等交付手数料」を「家畜等検査証明書等交付手数料」に改 める。 2 の(1)の項中「（貸付中の家畜を除く。）は、」を「又はその死体（貸付中の家畜又はそ の死体を除く。）は、」に改める。 2 の(2)の項中「国有家畜であって、」を「国有家畜又はその死体であって、」に改める。 2 の(3)の項中「家畜の検査」を「家畜若しくはその死体の検査」に改める。		都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工 事は、完了した。 平成15年 5 月 9 日 北海道胆振支庁長 小 林 照 和 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字北進36 - 2 ほか14筆 2 開発許可を受けた者の住 勇払郡早来町栄町133番地20 所及び氏名 佐藤 勲 勇払郡早来町栄町119番地26 佐藤 進 3 開発許可年月日及び番号 平成15年 4 月 2 日 胆建指第15 - 1 号				
支 庁 告 示			道 立 衛 生 研 究 所 告 示						
		北海道立衛生研究所告示第 2 号							

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年 5 月 9 日 北海道立衛生研究所長 本 間 寛 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 名 称 重油（JIS 1 種 1 号）1 ℓ 当たりの単価 (2) 数 量 調達予定数量 1,195,560 ℓ 2 落札を決定した日 平成15年 3 月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 札幌市石油製品販売協同組合 (2) 住 所 札幌市北区北24条西 6 丁目 2 番 2 号 4 落札金額 33.40円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道立衛生研究所告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課 (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目	2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 総トン数700トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。 (4) 造船所内に乾ドックを有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年 5 月 9 日から23日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室（郵送による場合は、郵便番号 041 - 8552 北海道教育庁実習船管理局） (2) 入 札 日 時 平成15年 6 月20日 午前10時30分（郵送による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項
道教育庁実習船管理局告示	
北海道教育庁実習船管理局告示第 2 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年 5 月 9 日 北海道教育庁実習船管理局長 石 田 良 雄 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 実習船北鳳丸第三種中間検査工事一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 履 行 期 日 平成15年 8 月22日 (4) 履 行 場 所 造船所	

(1) 交 付 場 所 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成15年6月2日 午前10時30分

イ 場 所 北海道函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船北鳳丸

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局

イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8552 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3325

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Training Ship HOKUHO-MARU
Repair Service 1 set

B . Bid tendering Date and time : 10 : 30 A. M., June 20, 2003

C . Contact point for notice : Management Bureau for Training Ships, Hokkaido Office of
Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate, Hokkaido 041-8552 Japan
Phone : 0138-47-9000 Ext. 3325

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第42号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年5月9日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型 式	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R新海物語L 5 5
	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	30011000
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第30011000号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市北区本庄東一丁目1番10号 株式会社バルテック
	代表者の氏名	代表取締役 中 野 純 弘
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	大阪府堺市八田西町2丁目11番47号 神奈川県海老名市下今泉3丁目11番1号
	型 式	遊技機の種類 回胴式遊技機

2	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	ミナミノテイオウ2	
		製 造 業 者 名	株式会社バルテック	
		型式試験番号	34007100	
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日	
	検 定 番 号		第34007100号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年		
3	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 永 野 裕 豊	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CRハイサイ娘。T	
		製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社	
	型式試験番号		30018200	
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日	
	検 定 番 号		第30018200号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 佐 藤 英理子		
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区見寄町125番地		
4	式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CR果物物語S	
		製 造 業 者 名	タイヨーエレック株式会社	
	型式試験番号		30017500	
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日	
検 定 番 号		第30017500号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年		
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 新 井 悠 司	

5	式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CRトロピカルパラダイスMA	
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン	
	型式試験番号		30017900	
検 定 年 月 日		平成15年5月9日		
検 定 番 号		第30017900号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年		
6	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 金 沢 要 求	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区今池二丁目1番27号	
	式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	CR新海物語L52	
		製 造 業 者 名	株式会社三洋物産	
	型式試験番号		30015300	
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日	
	検 定 番 号		第30015300号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年	
7	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社ラスター	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 河 田 節 子	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458	
	式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	ガンダム	
製 造 業 者 名		株式会社ラスター		
型式試験番号		34012800		
検 定 年 月 日		平成15年5月9日		
検 定 番 号		第34012800号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年		

8	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R新海物語L 5 3
	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	30009800
9	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第30009800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ
	代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
10	型 式 名	C R深海伝説MV
	製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
	型式試験番号	30016500
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第30016500号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ
	代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝
11	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R深海伝説V
	製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
	型式試験番号	30011700
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第30011700号
12	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区松が谷一丁目3番5号 アイジーティージャパン株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 スコット・ウィンゼラー
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府大阪市西淀川区福町三丁目1番48号
	型 遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	トリコロール ^α
	製造業者名	アイジーティージャパン株式会社
13	型式試験番号	34012600
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第34012600号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
	代表者の氏名	代表取締役 實 田 久 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
10	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R深海伝説F
	製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
	型式試験番号	30011500

14	の概要	型 式 名	CRフィーバーサーカスMX V	
		製 造 業 者 名	株式会社ガイドー	
		型式試験番号	30017200	
	検 定 年 月 日	平成15年 5 月 9 日		
	検 定 番 号	第30017200号		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 5 月 9 日）から 3 年		
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー	
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 寶 田 久 治	
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
遊技機の区分			遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
型 式 名		CRフィーバーサーカス J X		
製 造 業 者 名		株式会社ガイドー		
型式試験番号		30018600		
検 定 年 月 日	平成15年 5 月 9 日			
検 定 番 号	第30018600号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年 5 月 9 日）から 3 年			
15	の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行	
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
		型 式 名	CRフィーバー夏祭り J X	
		製 造 業 者 名	株式会社三共	
		型式試験番号	30011600	
	検 定 年 月 日	平成15年 5 月 9 日		
	検 定 番 号	第30011600号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年 5 月 9 日）から 3 年			
の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共		
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行		

16	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ
		型 式 名	CRフィーバー夏祭りMX
		製 造 業 者 名	株式会社三共
	型式試験番号	30018000	
	検 定 年 月 日	平成15年 5 月 9 日	
	検 定 番 号	第30018000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 5 月 9 日）から 3 年	
17	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新 井 悠 司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ
		型 式 名	CRトロピカルパラダイスMB 5
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	30019500	
	検 定 年 月 日	平成15年 5 月 9 日	
検 定 番 号	第30019500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年 5 月 9 日）から 3 年		
18	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区平河町一丁目 4 番 3 号 株式会社西陣	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 藤 原 恣	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町六丁目277番地 1 号	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
		型 式 名	イチバンダイコ
		製 造 業 者 名	株式会社西陣
	型式試験番号	34012400	
	検 定 年 月 日	平成15年 5 月 9 日	
検 定 番 号	第34012400号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年 5 月 9 日）から 3 年		

19	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4 株式会社エマ
	代表者の氏名	代表取締役 赤 松 泰 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4
	型 遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ニューペガサス a - 3 0
	概 製 造 業 者 名	株式会社エマ
	要 型式試験番号	34012100
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第34012100号
20	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C Rフィーバー夏祭り F X
	概 製 造 業 者 名	株式会社三共
	要 型式試験番号	30020700
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
21	検 定 番 号	第30020700号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー
	代表者の氏名	代表取締役 實 田 久 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C Rフィーバーサーカス R X
	概 製 造 業 者 名	株式会社ダイドー
	要 型式試験番号	30019100
22	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第30019100号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名	代表取締役 石 原 昌 幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型 遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ブンブンダイサクセン
	概 製 造 業 者 名	株式会社オリンピア
23	要 型式試験番号	34013300
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第34013300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R・ブラボーファイブ Y J
24	概 製 造 業 者 名	株式会社平和
	要 型式試験番号	30017400
	検 定 年 月 日	平成15年5月9日
	検 定 番 号	第30017400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

24	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ・ プラボーファイブY K
		製 造 業 者 名	株式会社平和
		型式試験番号	30015800
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日
	検 定 番 号		第30015800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年
25	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 岸 勇 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ハイスクール奇面組F
		製 造 業 者 名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号		30018400
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日
	検 定 番 号		第30018400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年
26	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 岸 勇 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ハイスクール奇面組F X
		製 造 業 者 名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号		30020400
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日
	検 定 番 号		第30020400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 伊 藤 二 博

27	型式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R けろけろけろっぴT K
		製 造 業 者 名	株式会社銀座
	型式試験番号	30004900	
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日
検 定 番 号		第30004900号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年	
28	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R けろけろけろっぴN H
		製 造 業 者 名	株式会社銀座
	型式試験番号		30005800
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日
	検 定 番 号		第30005800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年
29	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R けろけろけろっぴN K
		製 造 業 者 名	株式会社銀座
	型式試験番号		30010800
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日
	検 定 番 号		第30010800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年

30	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区東神田二丁目5番12号 株式会社アリストクラートテクノロジー
		代表者の氏名	代表取締役 加 茂 隆 曹
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県児玉郡上里町大字三町804 - 5 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	マッハゴーゴー
		製造業者名	株式会社アリストクラートテクノロジー
		型式試験番号	34017100
		検 定 年 月 日	平成15年5月9日
		検 定 番 号	第34017100号
31	型式の概要	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
		代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ・ ブラボーファイブX K
		製造業者名	株式会社平和
		型式試験番号	30017800
		検 定 年 月 日	平成15年5月9日
32	型式の概要	検 定 番 号	第30017800号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 鈴 木 暢 晃
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178 - 5
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ベルラッシュ
		製造業者名	ベルコ株式会社
33	型式の概要	要	型式試験番号 34002800
		検 定 年 月 日	平成15年5月9日
		検 定 番 号	第34002800号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 鈴 木 暢 晃
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178 - 5
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ナナデチュウ
34	型式の概要	製造業者名	ベルコ株式会社
		型式試験番号	34016700
		検 定 年 月 日	平成15年5月9日
		検 定 番 号	第34016700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 鈴 木 暢 晃
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178 - 5
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式の概要	型 式 名	エルドーラ1
		製造業者名	ベルコ株式会社
		型式試験番号	34006200
		検 定 年 月 日	平成15年5月9日
		検 定 番 号	第34006200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号 株式会社パイオニア
		代表者の氏名	代表取締役 野 口 三 次
		製造又は検査を行う事業所の所在地	佐賀県小城郡牛津町大字下砥川1番地1
		型	遊技機の種類 回胴式遊技機

35	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	バリキ	
		製 造 業 者 名	株式会社パイオニア	
		型式試験番号	34006600	
	検 定 年 月 日		平成15年5月9日	
	検 定 番 号		第34006600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年		
36	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号 株式会社パイオニア	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 野 口 三 次	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		佐賀県小城郡牛津町大字下砥川1番地1	
	式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	サブライム	
		製 造 業 者 名	株式会社パイオニア	
	型式試験番号	24077700		
		検 定 年 月 日		平成15年5月9日
		検 定 番 号		第24077700号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年
	37	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 小 林 昭 子		
製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号		
式の概要		遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	ミスターギャング	
		製 造 業 者 名	株式会社北電子	
型式試験番号		34007300		
		検 定 年 月 日		平成15年5月9日
		検 定 番 号		第34007300号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年
		検定申請者の氏名又は名称及び住所		名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 新 井 悠 司	

38	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1		
	式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	デビルマン倶楽部	
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン	
	型式試験番号	31009700		
検 定 年 月 日		平成15年5月9日		
検 定 番 号		第31009700号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年		
39	検定申請者の氏名又は名称及び住所		名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 新 井 悠 司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C R 平安見聞録MBR	
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン	
	型式試験番号	30021000		
		検 定 年 月 日		平成15年5月9日
		検 定 番 号		第30021000号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年
	40	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 内ヶ島 敏 博		
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区薦元町一丁目35番地		
式の概要		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C R 恋姫X	
		製 造 業 者 名	株式会社高尾	
型式試験番号		30013700		
		検 定 年 月 日		平成15年5月9日
		検 定 番 号		第30013700号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年5月9日）から3年

41	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
	代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島 敏 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市市中川区薦元町一丁目35番地
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R恋姫WZ 株式会社高尾 30009400
	検定年月日	平成15年5月9日
	検定番号	第30009400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研
	代表者の氏名	代表取締役 武 本 孝 俊
42	製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里二丁目48番6号
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R忠犬ぱち工RX 株式会社エース電研 30020100
	検定年月日	平成15年5月9日
	検定番号	第30020100号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C Rフィーバー夏祭りSX 株式会社三共 30021600
44	検定年月日	平成15年5月9日
	検定番号	第30021600号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー
	代表者の氏名	代表取締役 寶 田 久 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ フィーバーサーカスDX 株式会社ダイドー 30019900
	検定年月日	平成15年5月9日
	検定番号	第30019900号
45	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代表者の氏名	代表取締役 安 藤 壽 雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R大江戸夢歌舞伎S 株式会社ミズホ 30020000
	検定年月日	平成15年5月9日
	検定番号	第30020000号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月9日）から3年
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研
46	代表者の氏名	代表取締役 武 本 孝 俊
	製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里二丁目48番6号
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

47	概要	の 型 式 名	ＣＲ忠犬ぱち工ＦＸ
		製 造 業 者 名	株式会社エース電研
		型式試験番号	30019700
		検 定 年 月 日	平成15年５月９日
		検 定 番 号	第30019700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年５月９日）から３年
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番９号 株式会社エース電研
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 武 本 孝 俊
		製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里二丁目48番 6 号
		型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ
		の 型 式 名	ＣＲ忠犬ぱち工ＤＸ
		概要 製 造 業 者 名	株式会社エース電研
		型式試験番号	30018700
		検 定 年 月 日	平成15年５月９日
		検 定 番 号	第30018700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年５月９日）から３年

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第60号

次のとおり指名競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年５月９日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 警察官（男性）用合服等の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用合服上衣	2,109着
警察官（男性）用合服ズボン	4,620本
警察官（男性）用合帽子	2,061個
警察官（男性）用合活動帽	1,327個

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成15年 9 月19日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要なとする生地の手配を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課）

イ 入 札 日 時 平成15年 6 月19日 午後 1 時30分（郵送による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の13において準用する政令第167条の 7 及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者と

する。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) そ の 他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本並びに(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年6月9日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提 出 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者又は指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

a . Male police officer's spring/autumn clothes jackets, 2,109 pieces

b . Male police officer's spring/autumn trousers, 4,620 pieces

c . Male police officer's spring/autumn hats, 2,061 pieces

d . Male police officer's spring/autumn hats, for activity 1,327 pieces

B . Bid tendering time and date : Male police officer's spring/autumn clothes, hats and hats for activity ; 1 : 30 P.M., June 19, 2003 (in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

2 警察官（男性）用合ワイシャツの入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用合ワイシャツ 7,200着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成15年9月19日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地の手配を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階入札会場
（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課）

イ 入 札 日 時 平成15年6月19日 午後1時45分（郵送による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) そ の 他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本並びに(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年6月9日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提 出 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者又は指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Male police officer's spring/autumn shirts, 7,200 pieces

B . Bid tendering time and date : Male police officer's spring/autumn shirts ;
1 : 45 P. M., June 19, 2003 (in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,
Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

3 警察官（男性）用合活動服の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用合活動服 2,215着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成15年9月19日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、財務規則第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

ア 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

イ 納入する物品等に必要とする生地の手配を受けられること。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(郵送による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

イ 入 札 日 時 平成15年6月19日 午後2時（郵送による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) そ の 他

ア 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本並びに(3)のア及びイに示す事項について証明する書類等を平成15年6月9日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提 出 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

イ 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者又は指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

ウ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

エ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(イ) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

オ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : Male police officer's spring/autumn clothes, for activity 2,215 pieces

B . Bid tendering time and date: Male police officer's spring/autumn clothes for activity ; 2:00 P.M., June 19, 2003 (in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年5月9日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、

(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年5月9日に一般競争入札の公告を行う長時間通話録音装置の賃貸借に係る契約 (2) 資 格 長時間通話録音装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 賃借物品の種類 長時間通話録音装置 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成15年5月1日現在において、通信機器等の賃貸事業を営んでいること。 (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年5月9日から15日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課	イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(2)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道警察本部告示第62号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年5月9日 北海道警察本部長 上原美都男 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量 長時間通話録音装置 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年7月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納入場所 北海道警察本部地域部通信指令課 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道警察本部告示第61号に規定する資格を有すること。
--	--

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(2) 入 札 日 時 平成15年5月26日 午前10時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年5月9日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
夏用タイヤ 640本
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成15年6月13日
(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(2) 入 札 日 時 平成15年5月23日 午前10時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第64号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年5月9日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

交通反則納付書 318,000組

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成15年6月25日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成15年5月20日 午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

渡島海区漁業調整委員会 指 示

渡島海区漁業調整委員会指示第1号

渡島支庁管内沖合において、総トン数2トン以上20トン未満の動力漁船を使用して営むまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

平成15年5月9日

渡島海区漁業調整委員会会長 西 田 勝 美

1 制限区域

亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋崎灯台中心点とを結んだ線と上磯郡葛登支灯台中心点から152度（真方位）の線との間における渡島支庁管内沖合海域

2 操業期間

平成15年6月1日から12月31日まで

3 操業禁止時間

午後10時から翌日午前2時まで

4 操業の承認

この漁業を営む者は、渡島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

5 承認の対象者

(1) 前年度にこの漁業の承認を受け操業した実績を有する者

(2) 委員会が特に認めた者

6 制限隻数

この漁業の承認できる隻数は40隻以内とする。

7 陸揚港の制限等

(1) 操業する漁船は、操業区域に面する地区内に陸揚港を定めなければならない。

(2) 陸揚港の数は、2港以内とする。

8 漁獲物の陸揚げ

漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、承認証に記載された陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

9 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、当該承認に係るまぐろはえなわ漁業を操業するときは、委員会から交付を受けた承認証を携帯しなければならない。

10 標識板等の掲示

承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。

11 船団編成

承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

12 操業協定

この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要があると認めたときは、当該漁業者間又は他の競合する漁業者との間で操業協定を締結しなければならない。

13 漁獲成績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲成績報告書を、当該漁業終了後30日以内に、委員会に提出しなければならない。

14 指摘事項の遵守

この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、本委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

附 則

1 この指示は、平成15年5月9日から施行する。

2 この指示の適用期間は、この指示の施行の日から平成15年12月31日までとする。



